

**「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集について**

**1 趣旨**

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）を踏まえ、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「デジタル手続法施行規則」という。）等の改正を行うに当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

**2 期間**

令和8年3月13日（金）から同年4月11日（土）まで（30日間）

**3 概要**

**(1) 「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集について**

都道府県公安委員会等の掲示板等への掲示により行うことと規定されている公示等について、一定の事項をインターネットにより不特定多数の者が閲覧できる状態に置くなどの措置により行うこととするなど、所要の改正を行うもの。

**(2) 「国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則案」等に対する意見の募集について**

電磁的記録による縦覧等及び作成等を行う方法についての規定の新設その他所要の規定の整備（電子署名の定義の明確化、都道府県公安委員会等に係る手続等をデジタル手続法施行規則の適用範囲に含めるための関連規定の改正等）を行うもの。

**4 施行期日**

令和8年5月21日から施行する（一部告示案を除く。）。